

交通安全だより第6号

I. 自転車の交通ルールについて①

コロナ禍で利用が増えています。子供の頃に練習して乗れるようになったものの、交通ルールまで勉強した人は少ないかもしれません。道路交通法では“軽車両”として扱われ、交通ルールを破れば処罰の対象になります。知らなかったでは済まされません。事故に遭わない、起こさないためにも、今一度確認していきましょう。



1. 自転車に関する道路交通法の内容

以下の違反で**3年間に2回以上**摘発された運転者は、安全運転講習を受けなければなりません。

違反行為	違反行為の内容
信号無視	信号などに従わない
通行禁止違反	通行止めなどを守らず通行する
歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）	歩道を通行する際に歩行者に注意を払わない。徐行しない
通行区分違反	通行区分を守らない
路側帯における通行方法違反	路側帯通行時に歩行者の妨害となる
遮断踏切立ち入り	遮断機が降りようとしている時に踏切内に侵入
交差点安全進行義務違反等	交差点を通行する場合に他者に注意を払わない
交差点優先車妨害等	右折時の優先車への妨害
環状交差点安全進行義務違反等	環状交差点通行時の不注意や危険な運転
指定場所一時不停止等	一時停止をしない
歩道通行時の通行方法違反	歩道通行時に歩行者への妨害など
制御装置（ブレーキ）不良自転車運転	ブレーキを取り付けていない、不備がある
酒酔い運転	飲酒運転
安全運転義務違反	ハンドルなどの装置を確実に操作し、他人に危害を及ぼさない

以前の道路交通法では反則金制度（反則金を支払うことで刑事罰を回避できる制度）が自転車に定められていなかったため、罰則を科すと自動車よりも罪が重くなってしまうことから、よほど悪質な違反でなければ口頭注意で済まされていましたが、講習の受講が設けられたことで警察が違反を取り締まりやすくなりました。

2. 基本的な交通ルール

最低限として知っておくべき交通ルールをご紹介します。

①歩道の走行中は条件を満たす必要がある

基本的には車道を走行しなければなりませんが、以下の状況に該当する場合は歩道走行が認められます。

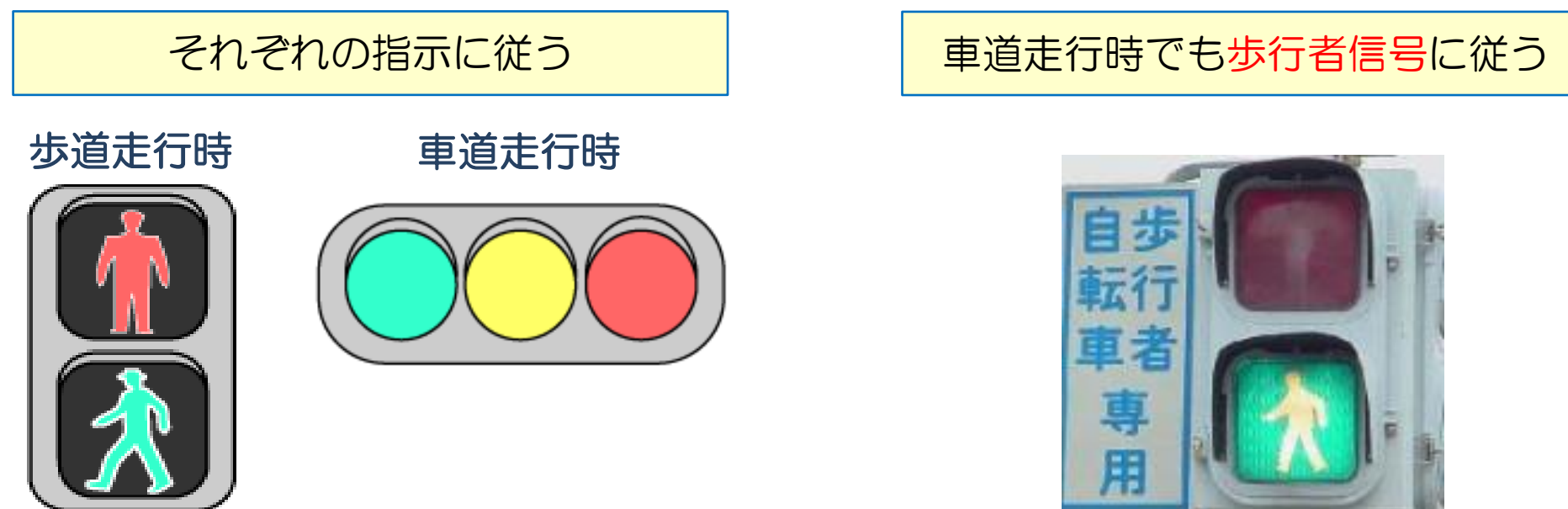
- ・道路標識等で指定された場合
- ・運転者が児童（6歳以上13歳未満）・幼児（6歳未満）の場合
- ・運転者が70歳以上の高齢者
- ・運転者が一定程度の身体の障害を有する場合
- ・車道又は交通の状況から見て、やむを得ない場合

なお、やむを得ないというのは「自転車が隣を走っているのが怖い」というような主観による理由ではなく、「路上駐車が多くて回避が困難」「車道が狭く自動車との距離が近すぎる」など客観的に見て認められる場合を言います。

②車道の走行中は車道の信号機に従う

車道走行が通常なので、基本的には車道の信号に従うことになります。

但し、歩行者用信号に『歩行者・自転車用』の標識がついている時は車道の信号に従ってしまうと交通違反になります。なお、自転車を押しながら歩いている際には歩行者扱いになりますので、歩行者の信号に従って問題ありません。



③車道は左側、歩道は車道側の通行

自転車で車道を走行する場合は自動車と同様に左側通行ですが、車道を逆走すると「通行区分違反」として取り締まりの対象になります。また、歩道を走行する場合も車道側に寄る必要があり、特に勘違いが多い交通ルールなので、間違えないように注意して下さい。歩道での通行は自転車よりも歩行者が優先です。車道側を走行していれば歩行者を気にしなくて良いわけではありません。もし歩道に歩行者が多くて走行が難しい場合には、少し立ち止まるか一旦降りるなどして、歩行者に道を譲ってから運転を再開しましょう。

今回はここまでです。次号に続きます。

II. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	午前中
どこで	一般道路で
何をしている時に	優先道路を走行中に急な合流となり
どうなった	お互いの死角で接触する危険でヒヤリとした